計画作成年度	令和4年度
計画主体	下諏訪町

# 下諏訪町鳥獣被害防止計画

# <連絡先>

担 当 部 署 名 下諏訪町 産業振興課 農林係

所 在 地 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

電 話 番 号 0266-27-1111

FAX 番号 0266-28-1070

メールアドレス nourin@town. shimosuwa. lg. jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表) と帰入する。
  - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

	<b>以下</b> 未足	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン
対象鳥獣	獣類	アナグマ(アライグマ)、カモシカ
	鳥類	カワウ、カワアイサ
計画期間	令和5年	度~令和7年度
対象地域	長野県諏訪郡下諏訪町	

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
  - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

#### 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

# (1)被害の現状(令和3年度)

	被害の現状				
鳥獣の種類	品目	被害数値			
	品目	被害面積	被害量	被害金額	
ニホンジカ	野菜	2. 5a	152kg	26.2 千円	
ーパンフガ	林業	19. 0a	516 本	350.4 千円	
	稲	6. 0a	372kg	17.0 千円	
カモシカ	果樹	2. 0a	28kg	3.6 千円	
	野菜	9. 0a	832. 2kg	82.5 千円	
タヌキ ハクビシン アナグマ	野菜 いも類	0. 10a 0. 02a	12. 8kg 0. 62kg	1.8 千円 0.02 千円	
ニホンザル	野菜	0. 10a	12. 4kg	1.7 千円	
カワウカワアイサ	ワカサギ	_	14. 471 t 5. 525 t	11, 257 千円 4, 298 千円	
カンムリカイツフ゛リ			0.057 t	45 千円	

<sup>(</sup>注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

# (2)被害の傾向

ニホンジカ被害は、農地では集落周辺の森林に隣接する耕作地を中心に、農作物の食害・踏み荒らしが増加しており、被害は町全域に及んでいる。山林では、秋から冬にかけて砥沢地区及び泉水入地区のヒノキ、カラマツの食害が顕著となっている。

カモシカ被害は、萩倉地区周辺で農作物の食害が増加している。

イノシシ被害は、平成16年頃より萩倉地区の水稲踏み荒らし・耕作地の掘り起こしが顕著となっていたが、近年では農作物への被害報告は無いものの、林道の掘り起こしが確認されるなど、被害が再び増加することが懸念される。

タヌキ・ハクビシン・アナグマなどの中型獣被害は、全町的に集落周辺の森林に隣接する耕作地 を中心に野菜食害が見られており、また、最近では餌を求め住宅密集地への出没が多く、騒音や糞 害などの生活環境被害が増加している。

ニホンザルは、離れサルと思われるサルが森林に隣接する耕作地に出没し、農作物への食害が確認されており、今後、拡大することが懸念される。

魚食性鳥類にあっては、諏訪湖の貴重な漁業資源であるワカサギを中心に被害は増加傾向にある。 諏訪湖漁協では魚食性鳥類による被害によりワカサギの水揚げ量が減少するとともに、採卵量及び 出荷量に多大な影響を及ぼしている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
  - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

# (3)被害の軽減目標

指 標		現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
	ニホンジカ	376.6 千円	338 千円
	カモシカ	103.1 千円	92 千円
被害金額	タヌキ ハクビシン アナグマ(アライグマ)	1.82 千円	1 千円
	ニホンザル	1.7 千円	1 千円
	カワウ カワアイ <del>サ</del> カンムリカイツブリ	15, 600 千円	14,000 千円
	ニホンジカ	21.5 a	19 a
	カモシカ	17.0 a	15 a
被害面積	タヌキ ハクビシン アナグマ(アライグマ)	0.12 a	0.09 a
	ニホンザル	0.1 a	0.09 a
	カワウ カワアイ <del>サ</del> カンムリカイツブリ	14. 471 t 5. 525 t 0. 057 t	13.0 t 4.9 t 0.05 t

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	16, 083 千円	14, 432 千円
被害面積	38.72 a	34. 18 a
	20.053 t	17.95 t

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
  - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

# (4)従来講じてきた被害防止対策

( ) //	従来講じてきた被害防止対策	課題
	【捕獲体制の整備】	「捕獲体制の整備】
	(1) 年間業務の委託	【捕獲体制の登開】   広域捕獲については、チーム編成や駆除計
	下諏訪猟友会に委託してニホンジ	画など統制をとることが困難であるため、今
	カ、イノシシ等の捕獲を実施し農作物	後の体制、事業管理等を猟友会、行政で調整
	被害の軽減に努めている。	なの体制、事業自任寺を猟及去、11政で調整   する必要がある。
	② 鳥獣被害対策実施隊の設置	猟友会員の高齢化による活動の弱体化が
	住民からの被害報告等により捕獲依頼があった場合に、まに口力を利用し	懸念されるため、捕獲の担い手育成が急務の
	頼があった場合に、主にワナを利用し	課題であるが、捕獲従事者になるためには猟
	捕獲を実施している。実施隊員は、ワ	太会への加入が必要であり、各種免許の取得
	ナ猟免許所持者で猟友会長が推薦し、	等にかかる従事者の金銭的負担が大きい事
	町長が任命する者。	などがある。
1+ x# <del>**</del>	③ 広域捕獲業務の委託	諏訪湖では、追い払いについて継続して実
捕獲等	移動する個体群の減数を図るため、	施することが必要であるが騒音問題、環境問
に関す	岡谷市を始めとした近隣市町村との共 同様様な、 / による広様様様を実施し	題を踏まえ、その他の効率的な追い払い方法
る取組	同捕獲チームによる広域捕獲を実施し	の検討が必要である。
	ている。	また、追い払い従事者の高齢化等もあり、
	④ 鳥類の追い払い	捕獲方法の整備等、追い払い以外の被害防止
	諏訪湖のカワウ、カワアイサ等の魚	対策の検討が急務である。
	食性鳥類対策は、諏訪湖漁業協同組合	「世雄士はの加州士は」
	主導により、船舶による追い払い等に	【捕獲方法の処理方法】 
	より対策を実施している。 【捕獲機材等の導入】	獣肉を地域特産品としての商品開発やP
		Rによる販路拡大に向けての事業展開の必要がある。
	くくり罠を購入して下諏訪猟友会へ 貸与し、捕獲従事者の負担軽減を図って	安かめる。 
	り	
	「捕獲鳥獣の処理方法】	
	世設処理及び一部を処理加工施設へ搬	
	入している。	
	① 防護柵等の設置	① 防護柵等の設置
	農地については、耕作者が町の補助	住民合意による広範囲への防護柵設
) 防護柵	金を活用し防護柵や電気柵の設置を行	置等の被害防止対策は、町内の他地区で
の設置	っている。町広報による補助金のPR	の認知度が低いため、より一層の普及啓
等に関	を行い防護柵や電気柵の設置を促して	発活動の展開が必要である。
する取	いる。	また、耕作放棄地の地主の協力を得る
組	造林地においては、幼齢木から成木	には、被害防止対策の必要性を認識して
	までの立木への野生鳥獣被害が著し	もらわなければならず、相当の労力を必
	く、補助事業を活用し防護柵等の設置	要とする。
L		<u>I</u>

を行っている。

② 維持管理

所有者、耕作者が定期的に巡視・補 修を行っている。

## ② 維持管理

巡視と補修・除草が必要であり、耕作 者等の負担が大きい。

防護柵等で囲われていない農地や森 林での被害が増加している。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
  - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理 方法等について記入する。
  - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、 追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

加害鳥獣の特性にあった防護柵等を設置して被害防止に努め、野生鳥獣の加害を誘引する耕作放棄地や管理されていない里山林の適切な管理をし、農地が餌場とならないよう耕作者に啓発する。

農林業従事者への野生鳥獣被害対策の知識伝播・普及啓発に努め、被害を受けにくい栽培の実践 を推進するとともに捕獲従事者の確保及び育成に努める。

被害額が最も多い二ホンジカの被害対策として、個体群が越冬のための生息域とされる砥川の源流部に位置する東俣国有林において、民・国連携による狩猟期間内の個体群をターゲットとした有害鳥獣駆除を実施する。

鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用して、山林と農地の棲み分けを図るための防護柵を設置する。

捕獲にあたっては、必要な機器、資材、埋設場等を支援する。

諏訪湖では追い払いについて地域住民、つり客等に理解をして頂き、実施への取組を強化し被害 防止に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
- 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- (1)対象鳥獣の捕獲体制

下諏訪町が、下諏訪町鳥獣被害対策実施隊に捕獲の要請をして有害鳥獣の捕獲を実施する。

下諏訪町野生鳥獣対策協議会は、下諏訪猟友会へくくり罠を貸与し、猟友会員が、銃及び貸与されたくくり罠等を利用して、ニホンジカ・イノシシの捕獲を実施する。

実施隊員は、くくりワナ及び箱罠を利用してニホンジカ・イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アナ グマ等の捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による 対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割に ついて記入する。
  - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合 には、そのことについて記入する。

# (2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	・くくり罠、関感知発信機等の捕獲にかかる機材を購入し、 下諏訪猟友会への貸与により捕獲従事者の負担軽減を
	カモシカ	図る。
令和6年度	タヌキ ハクビシン	・狩猟免許取得を促進するための講習会等を開催し、わな 等狩猟従事者の確保に努め、地域での捕獲を推進し、狩
令和7年度	アナグマ(アライグマ)	猟免許所持者を猟友会へ勧誘して捕獲体制の一体化を 強化し、従事者の充実を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

# (3)対象鳥獣の捕獲計画

# 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲数及び狩猟期の動向、農林業被害の状況を勘案して捕獲計画数等を決定する。 そのため、下諏訪町野生鳥獣対策協議会構成員や県林業総合センター等の研究機関との連携を図る。

なお、ニホンジカについては、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲する。

(注)近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
<b>对</b> 家局訊	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	35 頭	35 頭	35 頭
ニホンジカ	250 頭	250 頭	250 頭
<b>4. 2. 4.</b>	(被害及び出没状況	(被害及び出没状況	(被害及び出没状況
カモシカ	により対応)	により対応)	により対応)
タヌキ	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭
アナグマ(アライグマ)	10 頭	10 頭	10 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

イノシシやニホンジカを、くくり罠を利用して捕獲する。止め刺しは、猟友会員で相互に協力して実施する。

タヌキ・ハクビシン・アナグマ等は、箱罠を利用して捕獲する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
  - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

くくりワナにて捕獲をした鳥獣に対し、ライフル銃を使用し止め刺しを行う。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び 当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等につい て記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下諏訪町	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、 捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係 る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」とい う。)第4条第3項)。
  - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全て の市町村名を記入する。

# 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

# (1)侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
<b>对</b> 家局部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ カモシカ	地域住民及び耕作者を対象とした地元説明会などで積極的に防護柵の設置をしてもらうとともに設置に向けた維持管理体制を構築する。	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 (予定) 【湯沢地区】 防除網 L=400m、H=2m	鳥獣被害が多く、防護柵未設置の地域に、防護柵の設置を行う。 (予定) 【湯沢地区】 防除網 L=400m、H=2m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
  - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

# (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ カモシカ	鳥獣の生態やそれに対応した適切な被害防止対策について 農業者、林業従事者等による学習会を開催し、農地や森林の 管理体制の習得に努め、遊休農地での除草、里山の管理、残 渣や未収穫農産物を農地に放置しないよう呼びかけを行う。
令和6年度	タヌキ ハクビシン アナグマ (アライグマ) カワウ	なお、緩衝帯を整備する際は、地縁的まとまりで実施するように実施主体に調整を図る。 また、諏訪湖の漁業資源の保護を目的とした魚食性鳥類の被害防止のため関係者等との協議・防除に取り組む。 諏訪湖漁業協同組合等の関係機関と連携して、船舶等によ
令和7年度	カワアイ <del>サ</del> カンムリカイッブリ	る追い払いの継続と有効的な対策の検討を行う。

(注)侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

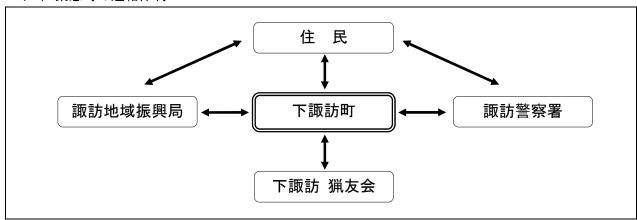
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
	被害状況の確認、住民への注意喚起、地方事務所及び警察署、猟友会
下諏訪町	と連携した対応、
諏訪地域振興局	情報収集、関係機関への周知
諏訪警察署	情報収集、被害状況の確認、住民への注意喚起・安全確保
諏訪猟友会 下諏訪支部	捕獲、追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入 する。
  - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
  - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

# (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

# 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

# (1)協議会に関する事項

協議会の名称	下諏訪町	丁野生鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役割
下諏訪町 産業振興課		下諏訪町の鳥獣被害対策について全般的な管理を行う。
諏訪地域振興局 林務課		鳥獣被害対策の専門な情報の提供、事業実施についての指導
諏訪農業農村支援センター		を行う。
下諏訪町議会		農林業の生産販売、被害補償、その他関係する機関として、
下諏訪町区長会		被害状況の把握・報告、今後必要になる被害対策等の提言を行
下諏訪町農業委員会		う。
下諏訪町農家組合		
信州諏訪農業協同組合		
諏訪湖漁業協同組合		
下諏訪猟友会		
南信森林管理署		
鳥獣保護管理員		鳥獣の生態等の専門的立場で捕獲活動を始め被害対策に助言
		を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関 欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
  - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

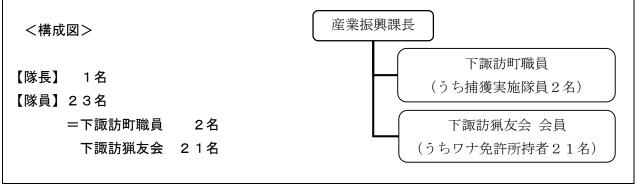
# (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県林業総合センター	
長野県環境保全研究所	農業者、林業従事者への鳥獣に関する知識を普及さ
長野県野生鳥獣被害対策支援チーム	せるための講習会の講師、被害防除への支援
長野県諏訪地域振興局 被害対策チーム	

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
  - 2 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する。
  - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

下諏訪町職員及び下諏訪猟友会員のうち積極的に鳥獣被害防止対策に取り組むことが見込まれる 者のうちから、下諏訪町長からの指名又は任命を受けた者にて構成される鳥獣被害対策実施隊を設 置する。侵入防護柵設置の協力やワナ免許所持者によるニホンジカ・イノシシ・タヌキ・ハクビシ ン・アナグマ等の捕獲を行う。



- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとと もに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
- (注) その他被害防止対策の実施体制に関する事項について記載する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の肉は捕獲従事者で自家消費するほか、ジビエ料理とし、地域の特産品として有効活用を図る。

なお、食品衛生の担保できない獣肉等については、清掃センターで焼却処分、もしくは埋設場所 を設けて埋設し、適切に処分する。

- (注)適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

現在、下諏訪町では獣肉加工施設はないが、地域食材としてPRを図ることができる余地があるため、猟友会などの関係団体と協力して、加工品の開発を進める。

下諏訪観光協会、下諏訪商工会議所と連携しジビエ料理の開発を図り、地域の飲食店や宿泊施設等で取り扱ってもらう。

(注)捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
  - ニホンジカ(オス)の角についても、インテリア、装飾品等としての活用を検討する。
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。